

平成 22 年 8 月 25 日

金融庁総務企画局企業開示課 御中

全 国 銀 行 協 会

「金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等に対する意見の提出について

平成 22 年 8 月 13 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見等を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)等に対する意見等

|   | 該当箇所<br>(条項番号等) | 意見・確認事項   | 理由等   |
|---|-----------------|---|---|
| 1 | 金商業府令第116条の3    | (i)情報の公表状況等が登録業者と同じ水準である(ii)「グループ共通の格付方法等」を採用している(iii)登録業者を通じて「グループ共通の格付方法等」を公表しているとして金融庁長官からグループ指定制度の適用を受けた無登録業者の付与した信用格付については、金商法第38条第3号に記載の「投資者の保護にかけおそれが少ないと認められるもの」に該当するのではないか。よって、当該格付を金商業府令第116条の2第3項として追加し金商法第38条第3号の適用対象外とすべきではないか。                            | グループ内の無登録格付業者である海外拠点等が付与した信用格付は、実質的に国内登録格付業者と同等の水準が担保されていると考えられること、また、グループ指定制度の適用を受けるのは、実質的に海外格付機関3社であり、当該グループが付与する信用格付は国内投資家へ相応の認知があることから、勧誘の都度説明しなくても、法令の趣旨である投資家保護は満たされるものとするため。 |
| 2 |                 | (i)情報の公表状況等が登録業者と同じ水準である(ii)「グループ共通の格付方法等」を採用している(iii)登録業者を通じて「グループ共通の格付方法方法等」を公表しているとして金融庁長官からグループ指定制度の適用を受けた無登録業者の付与した信用格付について、金商業府令第116条の3第2項各号を顧客に対して告げる方法として、説明事項を書面にて金融商品取引業者の店頭またはホームページに掲示することとしてよいか。また、その際、金商業府令第116条の3第2項第5号についても第4号と同様に情報の入手方法を告げる対応としてもよいか。 |   |
| 3 |                 | 金商業府令第116条の3第2項各号を告げる方法として、上記2に加え、顧客に対して書面等で告げる場合、契約締結前までに行うことでよいか。   |   |
| 4 |                 | 金商業府令第116条の3第2項各号を顧客に対して告げる行為は、一連の勧誘に際して一括で行うことでもよいか。またその方法は、勧誘に際して使用する書面に記載することによいか。   |   |
| 5 | 総論              | 今般の改正にかかる事項について、顧客への説明の証跡まで求めるものではないことを確認させていただきたい。   |   |